

【旭区】会計年度任用職員（生活支援課 生活保護相談支援員）募集要項
(令和8年7月1日採用)

1 職務内容

- (1) 旭区生活支援課の生活保護の相談や申請に関する対応業務
(生活保護等に係る面接、訪問、電話対応、相談や申請に対する事務処理等)
- (2) 生活支援課業務に必要な業務の補助
- (3) その他所属長が必要と認めた業務
※大規模災害発生時における災害対応業務を含む。(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

2 応募資格

次の(1)または(2)のいずれかに該当し、社会福祉業務における相談業務または対人援助業務の経験を有し、かつ地方公務員法第16条に定める欠格事由に該当しない方。

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方
- (2) 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を履修し、卒業した方

3 募集人数

1名

4 勤務条件

- (1) 身分
地方公務員法第22条の2に基づく会計年度任用職員
- (2) 任用期間
令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 勤務日
日曜日、土曜日を除く週3日(祝日、年末年始の休庁期間を除く)
- (4) 勤務時間
8時45分から17時15分まで(勤務の間に所属長が指定する1時間の休憩時間含む)
- (5) 勤務場所
旭区役所生活支援課(旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)
- (6) 報酬
日額 12,720円(1,696円×7.5時間)
※期末手当・勤勉手当、通勤費用(実費相当額)を別途支給
※報酬額については募集時点の予定額です。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。
- (7) 休暇
年次休暇等
横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則による
- (8) 社会保険
健康保険(横浜市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入
- (9) その他
勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ア 会計年度任用職員申込書
- イ 作文（詳細は、下記「6 選考方法、日程」を参照）
- ウ 応募資格（「2 応募資格（1）または（2）」を証明するものの写し

(2) 提出方法

- ア 期限
令和8年6月5日（金）17時まで（厳守）
- イ 提出方法
 - (ア) 郵送
簡易書留にて、下記提出先まで「同日必着」とします。
【送付先】〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12
旭区役所生活支援課事務係 会計年度任用職員（生活保護相談支援員）採用担当
 - (イ) 持参
旭区役所新館2階 生活支援課事務係

6 選考方法、日程

(1) 書類選考

次のテーマで作成してください。なお、テーマの内容に関する質問には、お答えできません。

ア テーマ

今までの経験の中で、考えたこと・感じたことを踏まえて作成してください。

- (ア) 生活保護制度に関する御自身の考え、イメージ
- (イ) 生活保護業務の中で御自身のこれまでの経験をどのように生かせるかと考えるか

イ 作成方法

(ア)・(イ) 合わせて、400字以内かつA4サイズ用紙1枚で作成してください。様式及び直筆・パソコン等の作成手段は問いません。 ※例：400字詰め原稿用紙 1枚

(2) 選考方法

書類選考を行います。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、申込者へ郵送で通知します。また、採用内定者には電話でも通知します。

(4) その他

採用内定者が辞退した場合、次点の方を繰り上げ合格とすることがあります。

なお、応募者が募集人数以下の場合でも、最低基準に満たないときは再度公募を行う場合があります。

7 その他

- (1) 健康診断は採用後に実施予定です。
- (2) 応募資格にあてはまらないこと、または申込書への記載事項が正しくないことが明らかになった場合、採用を取り消します。
- (3) 提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 募集時にいただいた個人情報「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理するとともに、今回の募集及び採用の目的以外に本人の同意なしに利用することはありません。

8 問合わせ先

旭区生活支援課事務係 採用担当
電話 045-954-6105